令和7年1月6日

X

×

X

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

一戸町長

				7 112	
市町村名			一戸町		
(市町村コード)	(35246)				
地域名			小友		
(地域内農業集落名)					
協議の結果を取りまとめた年月日			令和5年12月18日		
		(第3回)			
33- 4 Full I-3 5 1887-11	14 -4 - IB / 2-B . I S	I / - I N / +N /-	### I	A + == +b + / / / b	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してくださ

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

高森高原を水源とする小友川流域に位置し、水稲、花き、肉用牛、葉たばこが主要作目である。水稲について は、集落営農組織による農地の利用集積、農作業の受委託を推進し、農地としての利用を図る。

農業従事者の高齢化が進行しており、農業後継者の確保・育成が喫緊の課題である。

- ・70歳以上で後継者未定の農地や貸付・売渡希望がある農地に対して、中心経営体の引き受け意向が少なく、 新たな農地の受け手が必要である。
- ・有害鳥獣による農作物への被害が深刻であり、電気柵の設置を進めている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・地域の担い手への農地集積を推進する。

- ・耕畜連携により飼料作物の生産を増やすなど、利用供給を推進する一方で、堆肥を有効利用する資源循環型 農業を目指す。
- ・農業所得向上を目指し、関係機関の指導を仰ぎつつ、高収益作物の導入に向けた検討を行っていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

I	区域内の農用地等面積	196 ha
	うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	196 ha
	(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2)農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

・農業振興地域内の農用地区域及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、耕作を継続できなく なった農地については保全・管理を行う区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針

・この地区の農地利用は、中心経営体である認定農業者が担うほか、他の中心経営体の農地利用も促してい く。また、入作を含め、新たな中心経営体を育成・確保していくことで対応していく。

(2)農地中間管理機構の活用方針

- ・農地所有者は、経営転換する場合や営農の継続が困難になった場合は、原則として農地中間管理機構に農地 を貸し付ける
- ・農地所有者は、分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする場合は、原則として農地中間管理機構に農 地を貸し付ける。

(3)基盤整備事業への取組方針

・農地整備事業により、既に農用地として開発した地区も比較的多い。今後も利用しやすい農地とするため、町と の協議を行っていく。

(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針

・地域内外から多様な経営体を募り、意向を踏まえながら、町、県、JA等と連携し、担い手を確保できる体制を整 備するよう努める。

(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

・主だった農業支援サービス事業者が近隣にないため直近で活用の予定はないが、事業者が現れた際は地域 内での活用を検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

	The leading that the first the state of the leading th								
V	①鳥獣被害防止対策		②有機・減農薬・減肥料	Ø	③スマート農業		④畑地化·輸出等		⑤果樹等
	⑥燃料•資源作物等	\square	⑦保全・管理等	V	⑧農業用施設		⑨耕畜連携等		⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①有害鳥獣による農作物被害が拡大しないよう、電気柵等を設置する対策を講じるとともに、目撃情報や被害情 受ける場合による場所であることがら、自動操舵トラクターなどスマート農業機械の導入を検討する。 ③人手不足の現状であることから、自動操舵トラクターなどスマート農業機械の導入を検討する。
- ⑦多面的機能支払交付金等を活用し、農地の耕作放棄地化を未然に防ぐとともに、荒廃農地の再生に取り組 む。
- ⑧農業用用水路の保全については、近年、気象災害による破損が多いことから、適切な施設管理を行い、維持 に努める。